直監第５１号

平成２９年２月１０日付　直監告示第１４号により公表した監査の結果について、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成２９年２月２４日

直方市監査委員　　青　柳　剛　機
直方市監査委員　　田　代　文　也

市民・人権同和対策課　定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
事務処理について	直方市火葬場使用料減免申請において、決定通知書を発行していないものが見受けられた。	直方市火葬場条例施行規則第 8 条第 3 項では「市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ減免の可否を決定し、その旨を直方市火葬場使用料減免決定通知書（様式第 6 号）又は直方市火葬場使用料減免却下通知書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。」とあることから、決定通知書または却下通知書を申請者に対し必ず発行しなければならないと解される。事務処理について規則に基づき適正な処理をされたい。	監査期間中、指摘があり、以後の処理から決定通知等発行し適正処理するように指示し改善を行った。	平成２９年２月１７日
文書事務について	照会文書に対する回答などの一連の文書処理経過が処理状況欄に整理されていないものが見受けられた。	直方市文書規程第 29 条では、「事案を処理したときは、そのつど文書整理票処理状況欄にその施行経過を記入しなければならない。」とあることから適正に処理されたい。	指摘に基づき、処理経過を処理状況欄に記載し整理するよう改善した。	平成２９年２月１７日
	情報公開請求の文書において、また、本市から他市町村へ戸籍請求等を文書で依頼した際の回答に対する受付処理されてないものが見受けられた。	直方市文書規程第 18 条第 1 項では、「文書取扱担当者は、文書の配布を受けたときは、直ちに文書整理票に記載し・・・」第 16 条では「文書を受領したときは、受付印を押さなければならない」第 9 条第 1 項では「文書には文書の分類記号及び保存年限を記載しなければならない」とあることから、文書整理については受付時に受付印、文書分類印を押印の上、文書番号を付して文書整理票に記載し、回答内容については処理状況欄に記載し整理されたい。	情報公開請求においては、総務課が先に受け付け、文書番号を記載しているため、市民課の文書番号は要らないものと誤った認識であったため、以後、適正に処理するよう改善した。 文書を受領したときの受付印は必須であることから、適正に処理するよう指示し改善した。	平成２９年２月１７日